

平成30年10月17日（水）

特許庁本庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第14回意匠審査基準ワーキンググループ 議事録

目 次

1. 開会	1
2. 会議の公開について	2
3. 創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する 改訂意匠審査基準案について	2
4. 意匠審査基準ワーキンググループ報告書の取りまとめ	17
5. 今後の予定	25
6. 挨拶	26
7. 閉会	27

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様こんにちは。

ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第 14 回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を古城座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古城座長 それでは、まず事務局から委員の出欠と配布資料の確認をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 本日は前回同様、ワーキンググループの全委員の皆様に御出席いただいております。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

経済産業省の方針といたしまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことといたしました。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。

カバーを開いていただくと画面が立ち上がります。PLファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。こちらの左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。

では資料の御確認をさせていただきます。

まず 1. 議事次第、配布資料一覧、2. 委員名簿、3. 会議の公開について、4. 資料 2、第 13 回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点、5. 資料 3、改訂意匠審査基準の案、6. 資料 4、意匠審査基準ワーキンググループ報告書「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂について」の案でございます。資料 5、今後の予定、それから、参考資料 1、現行意

匠法施行規則一部抜粋資料となっております。

操作でお困りになった場合には、手を挙げていただいて合図をしていただければ、今、手を挙げております担当のものが対応いたしますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それから、もう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際には、お手元のマイクを近づけて御発言いただけますようお願いいたします。

会議の公開について

○古城座長 それでは、続きまして議事次第の2、会議の公開についてでございます。

議論に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の運営について事務局から説明を伺った上で、皆様の御同意を得ておきたいと思っております。事務局からの説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは資料1を御覧ください。

本会議は前回と同様に公開とさせていただきたいと思っております。配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかについての御判断は座長に御一任させていただきたいと思っております。

○古城座長 例年どおりですが、ただいまの事務局からの説明について御異議ございませんでしょうか。よろしいですね。

ありがとうございました。

創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する

改訂意匠審査基準案について

○古城座長 それでは、次の議題に移ります。

議事次第3、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する改訂意匠審査基準案について、これを事務局から説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、改訂基準案についてご説明させていただきたいと思っております。改訂基準案に関する資料は、資料2と3となっております。資料2は、前回の基準ワーキンググループでご提示させていただきました基準改訂案につきまして、皆様からいただきました御指摘事項を反映させていただきまして、今回までに再修正を行った内容

を記載した資料となっております。また、資料3につきましては、前回ご提示いたしました基準改訂案に、今回さらに追加の修正を加えました、全改訂事項を盛り込んだ資料となっております。

それでは資料2をお開きいただけますでしょうか。こちらの資料を用いまして、前回の基準改訂案から、今回さらに修正を加えました点と、その内容についてご説明をさせていただきますと思います。資料2に記載した表におきまして、一番左側の列にご覧見出しに「項番」と記載した欄は、各修正点のご説明のために、通し番号を記載した欄となっております。また、左から2列目の「項目」の欄につきましては、意匠審査基準上の項目番号を記載したものとなっております。左から3列目の「ページ」の欄につきましては、資料3の全基準改訂案の資料におけます該当ページを記載しております。

それではまず、1ページ目の項番1を御覧下さい。こちらは、中間省略箇所について、さまざまな表現方法が可能となりますように、改訂を行った箇所でございます。本資料の表の中におきまして、下線で表しました部分は、前回の基準ワーキンググループでご提示した基準案について、今回修正を行いましたところと、今回新たに記載の追加を行った箇所となっております。

前回のワーキンググループにおきまして、中間省略の表現方法に関する記載要件の緩和の内容が、もう少しわかりやすくなりますように、事例等の追加を行ってはどうかのご意見をいただきました。そこで、今回、こちらに連続状態が明らかに分かるものの例といたしまして、事例を3つほど追加しております。追加した事例の1つ目は、最も推奨される典型的な記載方法で表したものでございます。意匠に係る物品を「針金」とするもので、意匠の説明の欄には「この意匠は正面図において左右にのみ連続するものである。」との記載があるケースでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目に2つ目の事例がございます。こちらは、今回の改訂によって表現方法の選択肢が広がりましたところの事例となっております。意匠に係る物品が「窓枠材」でございまして、図面には、このように、中間に省略箇所を有する図が表されているケースでございます。こちらの事例は、意匠に係る物品が「窓枠材」でございまして、意匠に係る物品の欄の記載から、長尺の物品であることがわかります。長尺の物品につきましては、これまで、先ほどの1つ目の事例のように、ある一部分を描いていただきまして、それが連続する方向がわかる図と、その連続する方向を、意匠の説明の欄において記載していただく表現方法が原則となっております。

一方、こちらの2つめの事例でございますに、図の中央に省略箇所を表す方法で記載いただいた場合でも、意匠の特定には支障はございませんし、この事例に関しましては、この図面と、それから「窓枠材」との意匠に係る物品の性質とを総合して判断いたしますと、意匠の説明の欄におきまして、連続状態についてのご説明を特段記載していただかなくても、意匠が十分具体的であると判断することが可能でございます。3つ目の事例は、意匠に係る物品を「排気管材」とするものでございます。こちらはJISの図法で、管材の一部を中間省略した形で描いたものとなっております。

続きまして項番2を御覧下さい。こちらにも中間省略に関するものでございます。先ほど御覧いただきましたのは、長尺の物品のケースですが、こちらは、電源コードのような、極めて長い部分を有する物品についての規定に関する箇所でございます。前回のワーキンググループの際には、ここに中間省略方法の不適切なものの例といたしまして、3ページでございますように、護岸ブロックの事例をお示しさせていただきました。ただ、こちらの不適切なものの例のみとなっております、適切なものの例をお入れしていませんでしたので、今回の記載要件の緩和によって、表現の選択肢が広がったところが分かりにくいところのご指摘をいただきました。

そこで、本文の記載ぶりをもう少しわかりやすい記載に修正するとともに、護岸ブロックの例の下に、省略箇所の長さの説明がなくても意匠が特定できるケースについて、新たに説明を加えております。該当箇所を拝読いたしますと、「ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。」と記載しております。また、こちらの記載に続きまして、適切なものの事例も新たに加えております。意匠に係る物品を「温風暖房機」とするもので、電源コードの途中を省略しておりまして、意匠の説明が特段無いケースを例示しております。

続いて項番3を御覧下さい。こちらは、前回、意匠が具体的ではない場合の例の一つといたしまして、出願に係る意匠がブズン意匠であるのかブヒンの意匠であるのかが不明である場合の例を挙げておりましたところです。事例は、「Grip part of camera」というカメラの事例でございました。こちらについては、前回、もう少しわかりやすい事例にできないか等のご意見をいただきました。そこで今回は、前回ご提示したカメラの事例を、

より分かりやすい、こちらの、2つの物理的に分離した物体からなる、アイロンの事例に差し替えるとともに、説明文も追記することといたしました。

次のページに説明文を記載してございますが、こちらは、「意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台とを含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、それとも、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明ですので、具体的な意匠と認められない」というケースとなっております。

それでは、項番4を御覧ください。こちらは、全体意匠と部分意匠との類否判断のご説明に関する箇所でございます。前回のワーキンググループにおきまして、こちらの表現上の統一を図ってはどうかとの御意見をいただきました。そこで表現の修正を行っております。修正前は、「全体意匠と部分意匠は」と記載していた箇所と、それとは順序が逆となります。「部分意匠と全体意匠は」との順で記載していた箇所がございました。こちらの記載順序を全て統一いたしまして、「全体意匠と部分意匠は」のように、全体意匠を先に記載することといたしました。本項目では、表現の統一のみを行いまして、運用の内容については変更はございません。

続きまして項番5を御覧ください。こちらは、図の記載の原則に係る箇所でございます。前回、通常在意匠の場合と組物の意匠の場合とで、物品の一部が開示されていない場合の表現ぶりが異なっている、とのご指摘をいただきました。その際、「両者は前提となる考え方が異なりますので、表現ぶりを統一することはできませんが、両者の基本的な考え方に照らしまして、記載ぶりをより分かりやすいものとなるように修正いたします。」とお答えさせていただいたかと存じます。今回の運用改訂後は、物品の一部の開示がなされていない場合は、開示がなされた部分についての部分意匠と捉えまして、開示がなされているところが意匠登録を受けようとする部分、開示がなされていない部分が、意匠登録を受けようとする部分以外の部分と捉える方向となります。

一方、組物の意匠の場合は、部分意匠は保護の対象外となっておりますので、全体意匠と判断できるもののみが保護対象となる特殊な原則に立つものでございます。組物の意匠として出願されたものについて、万一、現行運用で底面図の省略が認められているものを、運用改訂後は底面図を記載しないと、組物の意匠としての登録要件を満たさないものであると判断することといたしますと、運用改訂後に、組物の意匠の場合のみ、現行水準以上の開示を行わなければならないこととなりまして、ユーザーの皆様にご不便が生じること

となるかと思えます。そのため、現行運用におきまして、全体意匠であっても底面図の省略が認められております、底面図の有無が意匠の要旨の認定に何ら影響を及ぼすことがないものにつきましては、運用改訂後も、組物の意匠としての意匠の開示の適否の判断におきましては、このような底面図の記載がなくとも、組物の意匠としての適切な開示がなされているものとして扱ってはいかがかと考えております。

この点、前回お示しした基準案の記載ぶりでは、これらの考え方の違いがわかりにくく、特に通常の意匠に関する規定の箇所におきまして、物品全体を開示することが原則とも読めるような書きぶりとなっておりましたので、御指摘を踏まえまして、明確化の観点から記載ぶりをより分かりやすいものに修正いたしました。具体的には、まず、基準改訂案の(1)意匠が具体的なものと認められない場合の例の⑩、立体を表す図面が下記に該当する場合として、立体的な意匠を表す図面として不適切な場合が記載されている箇所でございますが、こちらに、立体的な意匠の場合の原則を記載しております。拝読しますと、「図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。」と記載いたしまして、注意書きとして「※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。部分意匠の場合における「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2に従い判断する」との記載を行う形としております。

「なお」と記載した箇所以降は、図示の省略を行う場合についての記載を、より分かりやすく修正したところでございます。拝読いたしますと『なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一なのかを願書の【意匠の説明】に記載することで、図示を省略してもよい。また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図又はカバリエ図であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載してもよい。』と記載しております。

こちらの表を御覧いただきますと、例えば一番上の欄ですが、左側に記載いたしました、「正面、平面及び右側面を表す図」という斜視図を1図提出していただきますと、右側の欄の「正面図」、「平面図」、又は「右側面図」の3つの図を描いていただくことを省略することができまして、この、左側の1図で、3つの面をまかなえる、ということを表しております。

ページ中ほどにお進みいただきまして、⑩は、平面的なものの場合の原則でございます。

こちらにも立体的なものの場合と同様に、明確化の観点から修正しております。

拝読いたしますと、「図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。」と記載しております。また、同様に注意書きとして「※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。」としております。「なお」と記載した箇所以降は、図示の省略を行う場合についての記載をしております。「なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載する。」としております。

以上の通常の意匠の場合との対比で、続けて「組物の意匠に係る部分意匠」の規定の箇所を点線以降に記載しております。拝読いたしますと、『意匠法第8条に規定する組物の意匠は、物品の部分を含まないことが意匠法第2条に規定されている。したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。ただし、床面や卓上などに置いて使用するものであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の創作の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくても適切な構成物品の開示として扱う。』としております。

こちらは大きな修正は行っておりませんが、「ただし」と記載した箇所以降に下線部がございます。こちらは、このパラグラフの下に箇条書きで記載していた内容を、組物の意匠の場合に則した内容に修正しつつ、本文にとりこんだ記載方法に修正しております。また、一組のスピーカーセットの事例について、前回お示しした改訂案では、スピーカーの構成物品の1つのみを記載しておりましたものを、組物の事例としてふさわしいように、前回ワーキンググループでの御指摘を踏まえて、2つの構成物品を記載する形に修正を行いました。

それでは、次の項番6を御覧下さい。こちらは、部分意匠の場合の一意匠の考え方に関する箇所でございます。前回、一意匠として取り扱うものの例として追加いたしました、こちらの「くぎ」の事例につきまして、事例の内容がわかりにくいとのお指摘をいただきました。そこで、くぎの図を修正しますとともに、説明を追加させていただきました。具体的にご説明をさせていただきますと、図面として、前回、斜視図1図のみをお示しし

ておりましたが、こちらを、斜視図、平面図及び正面図が提出された事例に修正しております。また、右がわの意匠の説明の欄の記載では、背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき省略する、と記載いたしまして、底面図以外は全て提出されているというケースとしております。こちらに枠囲いで、くぎの外観形態のうち、頭部の底面側でございます、赤色斜線部については意匠登録を受けようとする意匠としての開示がなされていない状況をご説明しております、くぎの頭部と胴部とが外観上つながっている箇所がちょうど開示されていない旨の解説を加えております。

こちらの事例は、こうしたケースにおいて、万が一でも審査官が、くぎの頭部と胴部との二つの部分意匠が含まれており、一意匠一出願の要件を満たさない、との拒絶理由の対象としたりすることが無いように、念のため加えたものでございます。こちらの趣旨がよりわかりやすくなりますように、全体的に修正を行いました。

続きまして9ページ目、項番7にお進みいただきたいと思っております。こちらは、今回、一意匠の考え方の明確化を行いましたところで、新たに事例を加えた箇所でございます。前回のワーキンググループで、各事例がどうして一物品と判断されるのか、その説明を記載した方が、より分かりやすいのではないかと御指摘をいただきました。そこで、各事例に、判断の根拠となりますご説明を、枠囲いで加えることといたしました。例えば、一つ目の事例でございます、容器付き固形のりにつきましても、「一般に固形のりが乾燥すること等を避け使用するためには容器に入れることが必要であることから、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められ、一の物品と判断される。」との記載を加えております。

また、おめくりいただきまして、4つ目の乗用自動車用尾灯の例でございますが、こちらはこの事例の尾灯がどうして一物品か否かの判断において問題となるのか、事例の趣旨がわかりにくい、とのご指摘をいただきました。そこで、参考図を加えまして、このようにトランクの開閉部に対応するように、尾灯が2つの物体に分かれたものであることがわかりやすいように修正いたしました。

次のページの(3)二以上の物品と判断されるものの例につきましても、同様に、一の物品と判断ができない理由を枠囲いで追加しております。

それではおめくりいただきまして、項番8及び9でございます。

こちらは前回までのWGで検討をして参りました事項に加えまして、複数の委員の方から、新たに基準の改訂要望をいただいた事項に関するものでございます。照明器具のような点

灯部を有する物品につきまして、これまで、参考図以外の必要図に点灯した状態を表しますと、ハウジングの形状がわからなくなってしまう、意匠が特定できない等との拒絶理由の対象となることがございました。ただ、点灯した状態を表しましても、意匠の特定に支障のないケースもございまして、この点の判断指針を基準上明記して欲しいとの、お声がございました。そこで、項番8におきまして、点灯した状態の図を参考図以外の図に記載しても良い旨と、項番9におきまして、そうした場合に、図の開示方法が不適切なことによって意匠が不明確となってしまう、ユーザーの皆様にご留意いただきたいケースについて明記しております。

具体的には、まず項番8、こちらは意匠法の保護対象である物品の考え方に関する箇所でございます、「物品」と認められないものの例といたしまして、「電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない」とあるところでございます。

「光」そのものは現行意匠法の保護の対象外ということでございますが、それとの対比で、今回新たに「なお書き」を追記しております。拝読いたしますと、「なお、点灯部を有する物品であって、点灯により当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。」との記載を加えております。

また、項番9におきまして、意匠が具体的なものと認められない場合の例の③、図面、写真などが不鮮明な場合、の一類型として、今回新たに、「(iii) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形態が不明確となる場合。」との記載を追加しております。

ただ、さらにご説明を加えておりまして、「点灯した状態を表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認める。」としております。

今回基準改訂案に追加修正を行いました箇所につきましては、以上となります。

○古城座長 ただいまの御説明の内容について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。ないですか。

○神田委員 神田でございます。記載方法、事例等の分かりやすい修正をありがとうございます。今回のワーキンググループから追加になりました項番8と9についてでございます。現在、審査基準改訂と並行して検討されている意匠法改正において、投影された光で

形成されたものも保護対象とするかどうか検討されていることもあり、ユーザーにとっては混同するおそれもあると思います。投射された光で形成されたもののみでは今回の審査基準の改訂段階では保護対象とならないことを明記していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○古城座長 いかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。

こちらは意匠法の画像として保護されているものとの混同がないようにという御指摘かと思えます。今回、記載させていただきますものは、物品自体の点灯部が発光している状態のみですので、画像のように、何かほかの物品に投影するというところまでは取り込むことは予定しておりません。

もしもこちらの改訂案の記載で、対象となるものがわかりにくいとのことでしたら、こちらの「点灯部を有する物品」について、注釈を加えることも可能ですがいかがでしょうか。

○神田委員 事例としては十分これで私ども意匠に携わっているものとしては分かるのですが、新たに改訂された審査基準だけを見たユーザーが分かるかどうかというところちょっと懸念を持っておりまして。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。画像のほうまで取り込んでしまうおそれがないかというところですね。

○神田委員 はい。

○下村意匠審査基準室長 それでは、この「点灯部を有する物品」のところは、画像までは含んだ記載ではないということが分かりますように、例えば物品の一部にあらかじめ点灯部があって、その範囲が点灯したり消灯する、そういったものに限られますという趣旨のご説明をお書きいたしましょうか。

○神田委員 そうですね、難しいところですね。こうして説明を受けている私は理解できているだけに。確かに固体以外のものというところで、電気、光、熱などのところに光が入っていますので、これだけでも十分理解されるものとも思われるのですが、一方、意匠の保護対象を別のところで今議論されていますので、そのところの兼ね合いが難しいかなという、そちらを見ている方に誤解というか、混同されないような……。

○下村意匠審査基準室長 こちらは「点灯部を有する物品」と記載しましたことから、現行制度で保護しております物品のみが射程圏内であるということは、ご理解いただける

かとも思うのですけれども、もしもわかりにくいと思われる方がいらっしゃるかもしれないということでしたら、ここに追記をさせていただく方向にいたしましょうか。

○神田委員 検討をお願いします。

○堀越委員 今の点灯部を有する物品についてという部分なんですけれども、消灯時は何も模様がない状態で点灯する模様が表れるという場合はどうなりますか。

○下村意匠審査基準室長 例えばこの天井の蛍光灯のようなもので、中に一部をくりぬいた金属板のようなものが入っていて、点灯してはじめて星の模様が蛍光管上に表れてくるというものです。例えばですけれども。

○堀越委員 アルミとか木目になっていて、そこに点灯部が光っているといったような状態。

○下村意匠審査基準室長 そのようなものでありましても、ここで読み込めると思うのですが、一方で多様な変化が可能となる液晶表示パネルのようなものにつきましては、画像の審査基準に従い、画像としての登録要件を満たしているかどうかについて審査をしなくてはならないかと思えます。

○堀越委員 はい、分かりました。

○林委員 林です。

今回、いろいろと事例等を追加いただいて大変分かりやすくしていただき、ありがとうございました。私も項番8、9の点灯部を有する物品について確認させていただきたいことがあるのですが、今こちら事例で出しているのは、多分点灯した状態の正面図で、消灯すると右で示していただいている図面のようになると思うのですけれども、例えば車のヘッドライトで、右に曲がったり、左に曲がったりするときにライトが流れるように表示されるようなものは、今でいうと動的意匠のように複数の図面を出すことによって連続性を示すことで権利化できるようなになるという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。おっしゃるとおり、それも意匠法6条の動的意匠のところで、変化の対応という形で読み込めるかと思えますので、今は動画ファイルで御出願していただくという手法はとれないのですけれども、変化する画像と同じような形で変化が分かるような形でコマ送りのように図を描いていただければ、ご出願いただけたと思います。

○林委員 よろしくをお願いします。

もう一つは質問なのですが、項番9のところの(iii)の点灯部を有する意匠について、

点灯した状態を表したことにより、意匠の形態が不明確となる場合というのは、例えば具体的にどのような事例を想定しておられますか。

○下村意匠審査基準室長 例えば後ろに出てきます意匠の形態がと申しているところですが、この意匠というのは、点灯部を有する物品自体の形態を想定しておりまして、照明器具でいえば、そのハウジングにあたるところでございます。その点灯部が点灯したまま図面や写真等にあらわれますと、白くハレーションを起こしてしまいまして、その物品自体の具体的な表面の凹凸などが分からない、といったことが生じる場合がございます。このような場合は意匠が具体的でないという判断になって参ります。

○林委員 その場合には、例えば項番8で記載されているように、消灯した状態を示すようなものもお出ししていれば、物品としては明確なので問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい。点灯した状態でハレーションを起こしていても、消灯した状態でその物品の外観形態が具体的に認定できるような場合には、問題ございません。

○林委員 はい、ありがとうございます。

○堀越委員 これは意見ですが、前回もちょっと議論になったかと思うのですが、ギフトセットについて、大体単品の商品というのがほとんど成熟しておりまして、ほとんど改良とか、よほどのことがない限り差異をつけることができない。やはり組物として例えば文具とか、それから、木工製品のような単純な中にメカニズムとかないようなものというのはセットで売られることが非常にふえてくる、そういう印象があるのですね。

ですから、ここでタオルとティーカップみたいなものはだめだとしても、いいもの、これだったら一つとして認めるといったようなものも出ていると分かりやすいかなと思います。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。

ただいま御意見いただきましたところは、現行の組物の意匠の枠組みにおさまらないものについても、今後は一の意匠として出願できるようになればいいのではないかという御指摘かと思います。

○堀越委員 そうです。いわゆる一つの意匠ということではなくて、組んであるのですが、材質が関連しているとか、用途が関連しているものですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、御指摘の点は、意匠審査基準の改訂のみでは対応が難しいところではございますが、私どもの課題として十分認識させていただきましたので、今

後引き続き対応を検討させていただきたいと思います。貴重な御指摘をありがとうございます。

○堀越委員 よろしくお願ひします。

○青木委員 また点灯部の話に戻ってしまつて恐縮なんですが、項の8にあがっています点灯部というのは、点灯部自体の模様という感じなんですか。それとも点灯部によって光って、例えばほかのところの模様が変わるとか、そういうのであつてもかまわないという御趣旨なんですか。

○下村意匠審査基準室長 今御指摘いただきました点ですけれども、物品自体の形態と認められるもののみが保護対象になつて参りますので、先生がおっしゃいました物品自体が光って、そのものがオレンジになるとか、そこに模様が表れるところまではその物品の形態といえるかと思ひます。一方、例えば壁面にライトをつけまして、そのライトが光ることによって壁のところ格子状の模様が表れるとか、そういったところになりますと、その物品の形態という範疇を超えて参りますので、保護対象に含めることができないということになります。

○青木委員 今、この図でオレンジ色のところは消灯だと消えているのですけれども、光るとオレンジのところ自体は光源ではないにせよ模様が表れる、こういうのだと大丈夫ということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○青木委員 光源が外側、ものの外にある場合にはこれは入らないということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○青木委員 そうするといわゆる光沢とか、あるいは外の光を受けて色が変わりますみたいなのはここでは入ってこない、そういうことですね。

○下村意匠審査基準室長 物品以外のところから発せられたオレンジ色の光を受けて、その物品の一部がオレンジに光る場合は、そのオレンジ色の色彩はその物品自体の色彩とはいひ得ないこととなります。一方、ただいま先生がおっしゃいました光沢に関しましては、例えばエナメル製のブーツのように、光沢を発するような表面のなめらかな態様が、その物品の外観形態として認定される場合も過去の裁判例においてはございます。

○青木委員 これは結構相対的なのかなと思つたのですが、分かりました。

それからもう一つ、先ほど複数の委員の先生からも御指摘があつたと思うのですが、いわゆる画像とか画面とかのデザイン、何となく光源を集めるとかいろいろ悩むところもあ

ったのですが、現在はそこまで詰めなくてもいいのかもしれませんが、今後法改正が走ったあとには少しまたこの基準で大丈夫かなと考えなければいけない場面があるかもしれないと思った次第です。

以上です。

○下村意匠審査基準室長 ありがとうございます。

今回の改訂基準案につきましては、現行法の下での整理となりますので、法改正等がございました後に必要が生じましたら、またそれに則しまして検討したいと思います。

○古城座長 ほかに。

私からいいですか。堀越委員の質問に関連するのですが、先ほどあげていただいたギフトセットの例というのは、一つの物品と判断されるかどうかというところの例にあがっているケースだと思います。恐らくお尋ねになったことというのは、例えば今 11 ページの事例に「ギフトセット」と書いてあるのは、複数の物品を一つの容器に納めているというケースなんですけれども、恐らく多分先ほどお尋ねになったのは、同種類の、材料が同じようなものをいろいろセットにして納めたものが一つの物品と認められるかという趣旨の御質問だったのではないかと思ったのですが、違うのですか。

○堀越委員 例えば木工製品といったものが、パンを切るときのプレートと、それから、同じような木で作られた小さなプレート、コップ敷きとか、そういったものがセットになっているとか、一つの意匠ということではないのだけれども、セットとして売られて、それが一つの模様とか、景色をつくっているような場合というのを想定しているのですけれども。

○下村意匠審査基準室長 そうしますと、組物の範疇という理解をさせていただいたところでございますが。

○古城座長 私の質問の問題意識がずれていたのかもしれないですが、堀越委員がお尋ねになったそういうケースですが、私が念頭に置いていたのは、例えば何枚かのタオルをすごくきれいにバラの花様の模様にまとめたときに、それは何か容器付きのアイスクリームとか、氷菓とか、それと同じような扱いにできるのかできないのか。ここでできない、ギフトセットこれはだめですよという例だけが書いてあるので、そういうものがどういう扱いになるのか。これだとすごく一つの物品と認められる例というのが、いわゆるまとまりを持った何かについては、だめなんだという印象を与えている例になっているのではないかなという気がして、私の質問はそういう趣旨なんです。ちょっと問題意識が違ったのか

もしれません。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。論点を整理していただいて御懸念の点が明確になって参りました。

先生が今ご説明くださったのは、同種の物品がたくさん集まって一の形になるもののかと存じます。同種のもので複数集まった場合、それらがそのまま一緒に使用されて、それら全てで一の特定の機能を果たすようなものにつきましては、先ほど御覧いただきましたバラのつぼみ状に重ねたコップの審決例のように、一物品として取り扱うことができるものかと存じます。この審決の事例ですと、本当に4つ一緒に使っているという実態がありますので、その点も一物品の認定の根拠となったかと思えます。一方、「置物」の材料であるような場合は別として、「使い捨ておむつ」として出願され複数枚の紙おむつがケーキ状に束ねられているような図面が表されている場合には、現状では一物品には該当しないと判断せざるを得ないかと思えます。

○堀越委員 はい。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに。

何か御説明の追加はございますでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 今回の基準改訂では、組物の意匠の構成物品につきましては、同種のものを含め要件を満たせばお好きなものを入れていただけることとなります。

○古城座長 あとございませんでしょうか。

○黒田委員 先ほど座長からの御説明にありましたタオルなどを、同じような大小のタオルを花びらのようにきれいにまとめたギフトセットというのは一緒に使うことは多分ないと思うのでだめだということなのですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。一物品と取り扱うことは難しいかと思えます。

○黒田委員 分かりました。ありがとうございます。

○古城座長 今の考え方としては理解できたのですが、多分物品は何だというどの時点で見るとか、流通の時点で見るとか、使用の時点で見るとか多分そういう根本的なところに関わってくる問題だと思うので、今特許庁のお考えとしてはそこまでは広げられないということで、少なくとも使用の段階まで何か共通点がないとだめで、流通の段階で、買う人にとっては一体のものとして多分買うのだと思うのですが、そこまでは広げられないというのが現行意匠法の立場だという解釈ですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。現行の法令下では基準改訂のみによって対応するのが難しい状況です。ただ、皆様からご要望をいただきましたので、改善すべき課題であると考えております。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

○堀越委員 分かりました。

○下村意匠審査基準室長 資料3の22ページ、51. 1. 2. 2. 1につきまして補足させていただきますと、複数の構成要素において、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品と判断せざるを得ませんので、同じ物品同士でございまして、一の特定の用途と機能を一緒に果たしているのではないということ、二以上の物品と判断せざるを得ないということになって参ります。

○古城座長 ほかに何か御意見は。

○林委員 今回の点を念のため確認させていただきたいのですけれども、今まさに下村さんが一例としてあげていらっしゃるおむつのタワーとか、おむつで構成されたブーケみたいなものというのは結構ギフトとして流行っているかと思imasので、一定の保護ニーズもあるかと思うのですが、今のお話ですと、そういったものは基本的にはやはり現時点では保護対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、置物の構成材料として複数の物品が使われている場合等は別として、「ギフトセット」などとして出願されますと、一物品と判断できないケースとなって参ります。

○林委員 まさにボーダーラインのところが気になる場所ですね。例えば、おむつで構成されているものの、物品名をブーケとして、物品に関する説明などで本願に係る物品はおむつで構成されているなどと書いてあると、ブーケとしては登録になる可能性があるということですね。

○下村意匠審査基準室長 鑑賞用のブーケということでございますと、その材料にどのようなものを用いるかは創作者の方のご選択かと思imas。ただ、その際は、意匠に係る物品は、あくまで「ブーケ」という意匠権になるかと思imas。

○林委員 分かりました。ありがとうございます。

○古城座長 よろしいでしょうか、ほかに何か。

ではないようですので次の議題に移らせていただきます。

意匠審査基準ワーキンググループ報告書のとりまとめ

○古城座長 では次は議事次第4ですね、意匠審査基準ワーキンググループ報告書のとりまとめについて御説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、資料4の報告書（案）につきまして御説明をさせていただきます。資料4をお開きいただけますでしょうか。

こちらの報告書案は、本日を含めました、ここ3回の基準ワーキンググループの検討結果を、おまとめしたものととなっております。

おめくりいただきまして、まず1ページ目、今回の基準改訂の検討の背景を記載しております。こちらの内容は、第12回のワーキンググループでご提示させていただきましたものと同様の内容となっております。概要を申し上げますと、まず、我が国の現行法令が規定いたします願書及び図面等の記載要件は、原則として物品全体の開示を求めておりますこと、そして、この記載要件が、登録意匠の範囲の明確化に貢献しております一方、我が国の制度に不慣れなユーザーや諸外国のユーザーへ、多数の拒絶理由をご通知する実態を招いております状況を記載しております。続きまして、先般開催されました、産業競争力とデザインを考える研究会、及び意匠制度小委員会におきまして、図面の記載要件の緩和について早急に検討を行うべきではないか、とのご提言がありました旨を記載しております。

ページ下方からは、検討の経緯を記載しております。2ページ目にかけて、9月に開催いたしました2回のワーキンググループと、本日の、3回の開催経緯を記載しております。

おめくりいただきまして、3ページ目は委員の先生方の名簿となっております。

おめくりいただきまして、4ページ目からは、創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方の章でございます。こちらの章の内容は、第12回のワーキンググループでご提示させていただき、皆様にご了承をいただきました、各論点と対応の方向性を記載したものととなっております。

それでは、24ページにお進みいただきまして、ローマ数字でⅡと記載をいたしました、意匠審査基準上規定するその他の運用に関する検討事項でございます。こちらの章の内容は、第13回でご審議いただきました、意匠審査基準上規定する3つの課題となっております。

ます。一点目が、意匠に係る物品の欄の記載についての審査の見直し、二点目が、一意匠の考え方の見直しと明確化、三点目が、組物の意匠制度における構成物品についての要件緩和でございます。これらの各課題につきまして、前回のワーキンググループでご了承いただきました、問題の所在とその対応の方向性を記載してございます。

それでは32ページにお進みいただけますでしょうか。下方のローマ数字でⅢと記載いたしましたところは、改訂意匠審査基準案の取り扱いの章でございます。拝読いたしますと、「本ワーキンググループでは、現行意匠法の規定の下で対応可能な意匠審査の運用指針として、上記考え方を踏まえた改訂意匠審査基準案を作成した。（添付別紙）当該改訂意匠審査基準案は、意匠制度小委員会に報告し、意見募集手続等を経た上で、適用することが適当である。」としております。

おめくりいただきまして、最後のページでございます。こちらに、先ほどご検討いただきました資料3の、改訂意匠審査基準案を、別紙として添付することを予定しております。以上が報告書案の内容でございます。こちらの報告書は、本ワーキンググループにおけます検討の結果として、意匠制度小委員会にご報告することとしてはいかがかと存じます。

私からのご説明は以上でございます。

○古城座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、意見等ございましたらお願いいたします。何も御意見ないようですが、何か。

○青木委員 今報告書のお話でいいのだと思うのですがけれども、以前、部分意匠になるかどうかというのが、部分意匠の欄が無くなるというお話で、結局分からないということになっていたかと思うのですが、報告書の22ページ、デメリットとしてということであがっているので、これは2点ありまして、1つはデメリットとしてユーザーが探すことに困るというお話もあったと思うのですが、そもそも自分のものがどっちで判断されたのか分からないというのがあるのかなと思ひまして。別に書かないでいいと思うのですが、デメリットの1つとして書くのもよいかと思ったのが一つ。それから、「しかしながら」以降のところで、対応が可能であるというようなことが書かれていたかと思うのですが。

○下村意匠審査基準室長 こちらは先生に御紹介いただいた資料4の22ページを見ていただきますと、ちょうど中央のパラグラフのところでお言及いただいたところに関連する記載をしております。拝読させていただきますと、なお、部分意匠の欄を廃止することに伴い考えられるデメリットとして、ユーザーが意匠出願戦略の策定や先行意匠調査の際に、

部分意匠の欄の有無で登録意匠情報の抽出を行うことができなくなることが考えられるとしております。しかしながら、この点については、意匠分類等、検索キーを付与することで部分意匠を抽出することも可能であり、こうした代替情報を付与すれば部分意匠の欄をなくしたとしてもユーザーへのデメリットは実質的に生じないということで、ここに書かせていただいております。ここを先生の御指摘を踏まえまして、自分自身が分からないというところも書き加えるような形にしたほうがよろしいでしょうか。

○青木委員 どれぐらい出願人の方々が感覚としてあるのかなというのは分からないのですが、もしどっちか分からなくて困るというようなお話があるようであれば、どうせキーが入るといってお話であれば、どっちでもいいのですけれども、デメリットの指摘の中にそういうのもあったのかなと思ったので。

○下村意匠審査基準室長 そうしましたら、このデメリットとしてのところに、御指摘くださいました、出願人御自身も確認する術がないというふうなところを少し入れさせていただきたいと存じます。2点目については、検索キーは公報にも載りますので、そちらをご参照いただければ良いのかなと思います。

○青木委員 そうしますと、方向としては部分意匠だと審査官の方が考えて登録されたものに関しては、そういうキーを付与されるということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。ユーザーの皆様が検索をするときに部分意匠の情報がないとお困りになるというお話がありましたので、検索キーという形で対応してはどうかと検討しております。審査官がどちらと判断したのかについては、その情報が重要となるシーンは余りないかとも思っておりますが、ただ、そういったニーズがあるとなれば、検索キーをつけることでそちらにも対応することができるかと思います。

○古城座長 ほかに。

○神田委員 今のところですが、部分意匠と分かるように分類でつけていただけるということですが、J-PlatPat だけでなくほかの検索ツールについても検索が可能になるという理解でよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 一般的な商用のデータベースにつきましては、私たちが直接関わってはおきませんので、どのような対応をなさるかわからないところです。ただ、今回検索キーとして分類を付与することを考えておりますので、新たな分類に対応下さるものもあるかもしれません。

○神田委員 ありがとうございます。

○小山委員 部分意匠に関する件なんですけれども、現行では部分意匠というタイトルが願書に記載されているものでも、実際の私ども使う事務用のディスプレイですと、審査官の使っているディスプレイと全然性能が違うので、先願のどこの部分が破線なのか実線なのか分からないような状況なんです。自分自身の権利や他社の権利が部分意匠なのかどうかというところは知りたいので、例えば意匠公報に参考文献という記載欄があるのですが、そこで部分意匠として見られたとか、そんなような形で積極的に表示されるということはどうでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 意匠公報につきましては、分類が子細に掲載されますので御自身で御確認いただけるかと存じます。

○小山委員 特に 99%に近い部分意匠になってしまうと線が画面を見ただけでは分かりづらいのですね。私たちが使っているようなパソコンでも、そこを明確に分かるようなものが必要と考えます。

○下村意匠審査基準室長 部分意匠の分類で検索ができるようにすべきとのご要望について、関係部署に伝えて参りたいと思います。

○小山委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○黒田委員 関連するところですけども、どういうふうな知り方があるのだろうかと思ひまして。公報には載せていただけるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○黒田委員 それはただキーワードというか、分類として掲載されるのですね、部分意匠という言葉は一切出ないで。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○黒田委員 それはあえて出さないということですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。部分意匠の欄ということではなく分類という形で。

○黒田委員 分類は記載するのですね。それは特許庁の方でそのように取り扱ったということとして。

○下村意匠審査基準室長 そういうことでございます。

○黒田委員 そこをしっかりといただきたい。

○下村意匠審査基準室長 その分類を見ればすぐに部分意匠というのが分かるような形にする方向で検討中でございます。

○黒田委員 でもその分類と部分意匠との関連が分かってないと、公報を見ても分からな

いということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。方向が決まりましたらユーザーの皆様に広く周知して参りたいと思います。

○黒田委員 あと J-Plat Pat で例えば登録の番号を入れますと、一番最初に、出願人名や権利者名が出てくる、あの一覧があるではないですか。そちらでも分類は記号だけなのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、分類については数字と記号だけになって参ります。

○黒田委員 一切「部分」という言葉は出ないということですか。

○下村意匠審査基準室長 具体的な検索画面の記載などについてはまだ今後の検討になると思います。ただ、部分意匠の記載要件が変わりましても、お客様が例えば意匠の説明の欄に、この意匠登録を受けようとする部分はどこどこにあるというふうに記載していただくのは自由でございますので、恐らく多くのご出願人様は、そこに何も書かれないということではなく、これまでどおりの説明を書いてこられるのではないかなと思います。

○黒田委員 その場合どうするのですか。

○下村意匠審査基準室長 その点は記載要件が緩和されるにすぎませんので、これまでどおり、意匠の説明はご自由にお書きいただくことが可能です。

○黒田委員 そうしたらその記号との関係が分かっておられない方が見ると、あるものは部分意匠とちゃんと説明として書いてあるものもあり、そうでないものもあって、扱いが違うのかなと一見思ってしまうことになりませんか。

○下村意匠審査基準室長 書誌的な事項だけを御覧になりますと、記載の有り無しがあるのかもしれないのですが、図面において描かれたところが意匠権の内容そのものとなります。もしも権利化したくないものも一緒に描く場合は、必ず意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とが区別できるように必ず描き分けをしていただくということになっていきますので、図面を御覧になれば、権利化されたものが一目で分かる状態でございます、そこに混乱が生じることはないと思っております。

○黒田委員 分かりました。

○小山委員 今の部分意匠に関連するところなんです、先願に対して全体意匠と部分意匠の類否審査をこれからやっていく。これについては平成 10 年の改正で部分意匠が導入される際にユーザーからそういう要望があったのですが、特許庁さんはやられなかったということです。企業サイドでは、権利のクリアランスは当然部分も全体も関係なくやって

いるかと思うのです。自社の意匠に対して関連で出すか出さないかというところがとても大事で、関連だったらもう出さなく1件でいいとか、関連で出せるのだったら2件で出そうという出願の考え方があるのです。報告書の中では類否関係は今後審査で見るというところは書かれているのですが、関連意匠が組めるという、そういった説明が全然ないような気がするのですが、そういう記載は企業、ユーザーにとって非常に大事なところかなと感じるのですが。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。先後願の判断をする、すなわち同人であれば関連意匠にもできるとの点も明記したほうがよろしいようでしたら、報告書の全体意匠と部分意匠の類否のところに、関連意匠にできる旨の一文を入れさせていただきたいと思えます。

○小山委員 出願ユーザーにとってそこが非常に大事なポイントになるかと思えますので、簡単な説明でも結構なので、そういったことに道を開いたということで書いていただくととてもありがたいです。よろしくお願いします。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○古城座長 ほかに。

○林委員 先ほどの部分意匠については検索キーを付与いただくということについて一つ確認させていただきたいのですが、他の委員の方が質問されたので私の疑問もほぼクリアにはなったのですが、検索キーは新しい審査基準が施行されたあとに付与されると思うのですが、それ以前のものに関しては、これまでどおり部分意匠という単語をキーワードとして検索をかけ、それ以降のものはこの検索キーで引けることになるということですか。

○下村意匠審査基準室長 具体的なところはまだ調整中ですが、そのような方向で検討中でございます。

○林委員 ということだと、改訂施行前のものについては、今回新たに付与される予定の検索キーがもともとついているわけではないので、両方チェックしなければいけないということになりますね。

○下村意匠審査基準室長 そのようになるかもしれません。

○林委員 分かりました。ありがとうございました。

○古城座長 ほかにありますか。

ちょっと興味本位で質問させていただきますが、あまりない、案外想定しにくい例なのかもしれませんけれども、自分は全体意匠だと思って出願した。ただ、図面の例えば一部

のところがよく表されていないために、これは部分意匠だと認定されて登録されたという場合、いや、そうじゃないんだと思った人は、それに対して何か不服の申立ての手段というのはあるのですか。

○下村意匠審査基準室長 私どもが付与するものは願書の記載事項などではなく、あくまで検索のためのキーとして付与する分類となります。

○古城座長 ということだと、どういう検索キーがついていようと、自分がこれは部分意匠でなくて全体意匠だと思っていれば全体意匠として権利行使ができるということですか。

○下村意匠審査基準室長 権利行使の際は裁判所がどのように見るのか裁判官の御判断になるかと思うのですが、もともと全体意匠と部分意匠のカテゴリの違い自体は意味が無く、どの部位が意匠権として権利化されているかということかと思えます。

○澤井審査第一部長 せっかくの機会なので、一つ私も皆さんに質問していいですか。例えばBBSという会社がアルミホイールのデザインをしたとしたら、彼らからすれば、アルミホイールそのものが彼らのビジネスですから、全体意匠というのはアルミホイールだと思うのですが、ブリジストンからすれば、そこにゴムタイヤもついてはじめて一つの全体意匠です。トヨタからすれば、いやいやタイヤもアルミホイールも車の一部分というかも知れません。ものをつくられる方、あるいはそれを利用される方、あるいはその業態、人によって部分か全体かというのは価値観が違うと思うのですが、その中であって部分、全体というのはデザインをする上でどれほどの意味をあるのでしょうか。この制度を運営していく上で、せっかくの機会なので教えていただければなと思いました。

○堀越委員 お答えになっているかどうかですけれど、自動車みたいな大きなもの、構成部品も多いものというのは確かにそういった考え方もできるのですが、意外とシンプルなもの、単純なもの、例えば私は作業工具といったハンドツール、そういったものもデザインをしますが、ハンドルしかないのですね、デザインするところは。仕事をする部分というのはもう形が決まっているし、妙な形をデザインしたら使いにくいので、ハンドルということになるのです。その微妙な差異で部分として取りたいとなれば部分という取り方をしていた。

それから、もう一つ、世界中のハンドルを調べるというのはまず難しいという現実があって、特許庁さんに調べていただくというのが一つあるのです。部分意匠として出願するということがあります。特に小さな差異というのは、例えば落ち止めをつけるためのフックがついていて、そのところの形状が今までのものと差異があるみたいのところ、そ

ういう小さな差異の部分でも権利化したいと思ったとき使っていたというのが現実ですね。
○澤井審査第一部長 部分で権利を確保することの重要性というのは大変よく理解しているつもりで、中国に対しても部分意匠制度の導入というのは、これまでも部長として、国際課長として、それぞれの立場、立場で申し入れてきたところです。一方で部分か全体かというのは、人それぞれによって違うのだなという意識があるものですから、そのときに検索ツールなので、「全体」か「部分」かを明示する、あるいは区別してサーチすることの意味は何かなど思いながら今質問させていただきました。ありがとうございます。

○古城座長 いろいろな御意見が出ていますが、ほかにございませんでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 全体意匠と部分意匠のどちらかというカテゴリは明記しないとしましても、どこに権利が発生しているかについては疑義が生じない運用を考えております。前のワーキンググループで丸い蓋付きの容器の事例を見ていただいたと思うのですが、その外側だけを創作した方が出願され、内側は一切開示をされていないものがあったといたします。蓋を開けて中が全部実線で描かれた図があれば全体意匠、蓋を開けていないと中が実線か破線か分からないという状態があり得るかと思えます。今後は外側しか開示されていなくてもそのまま登録することを考えていますが、その場合、結局開示がなされた外側にしか権利が発生しませんので、意匠権の内容はどなたがみても明らかなんです。必ず権利化されているところが明確に分かる状態で登録することを考えております。それを、お客様が全体意匠と思われる場合と、部分意匠と思われる場合とがあるかもしれませんが、あくまでも、権利の内容に疑義が生じませんように、容器の外側だけが権利化されましたということが分かるように運用して参りたいと思っています。

○古城座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見はありませんでしょうか。

では特にないようですので、まだほかに御意見がある方もいらっしゃるかもしれませんが、一応これにつきましては、本日いただいた御意見も踏まえつつ、事務局で資料4を若干修正するというので、基本的にはこの資料4でとりまとめた方向で進めていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後の予定

○古城座長 では次の議題に移りたいと思います。

それでは、最後に今後の予定につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、今後の予定について御説明させていただきます。資料5を御覧いただけますでしょうか。

今回御審議いただきました本ワーキンググループの報告書案につきましては、本日、御指摘いただきました事項がございますので、修正を加えさせていただきたいと存じます。大きな方向性についての御指摘はなかったかと思っておりますので、先ほど御指摘いただいたところのみ加筆修正を行いまして、修正後の内容につきましては座長に御確認を御一任させていただければと思うのですがよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。それから、資料3の基準案のところも、先ほど御指摘いただきました事項がございますので、そちらも微修正を加えました上で、改訂の内容につきましては、座長に御確認をいただくということでよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきたいと存じます。本日の御指摘事項を反映させていただきましたものを、11月に予定されております意匠制度小委員会に御報告させていただきたいと思っております。

改訂意匠審査基準案につきましては、準備が整い次第、パブリックコメントに付させていただきますと思っております。パブリックコメントの実施の際には、今回御検討いただきました基準改訂案の全ての項目を一括して実施させていただくという方法もありますし、あるいは先ほど御覧いただきました報告書の第1章のほうで、図面等の記載要件に関する事項というのと、それから、第2章のほうにその他の基準のみで規定する課題に関する事項と2種類あったかと思うのですが、これらをそれぞれ別々に実施させていただくという2案があるかと思っております。こちらは弊庁におきます事務的な手続の進捗に合せる必要がございますことから、そのいずれかの方法で進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

有難うございます。それではそのようにさせていただきます。このパブリックコメントにおきまして提出された御意見に照らしまして、本ワーキンググループにおいて、万一さらなる御検討が必要な状況がございましたら、後日、次回ワーキンググループの開催等につきまして、委員の皆様にもまた御相談をさせていただきたいと思っております。さらなる検討が必

要か否かの判断につきましては、座長に御一任させていただければと存じます。

○古城座長 よろしいでしょうか。

これで今日予定していた議事は一応終わりました。

皆様どうもありがとうございました。

今回までのワーキンググループで創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等についての課題につきまして対応の方向性をまとめることができました。熱心な御審議、御協力ありがとうございました。

挨拶

○古城座長 それでは、澤井審査第一部長に御挨拶をお願いいたします。

○澤井審査第一部長 審査第一部長の澤井でございます。

産構審知財分科会意匠制度小委員会第14回意匠審査基準ワーキンググループの閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては御多用の折りにもかかわらず、9月3日の第12回、9月18日の第13回、そして本日の第14回会合と積極的に参加いただき誠にありがとうございます。

創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件のあり方、とりわけ部分意匠の戦略的活用を含めた意匠登録出願手続の最適化に向けまして、皆様方の幅広い御知見に基づいた忌憚のない御意見を頂戴し、報告書としてとりまとめができたところでございます。

これは、昨年来進めております「産業競争力とデザインを考える研究会」の提言、デザイン経営や、デザイン立国の実現に向けた意匠制度や運用の改革、改善に向けた第一歩といえます。

一方で、本日皆様からの御質問にありましたように、例えばギフトセットといったものが保護の対象となるのかならないのかという点など、依然我が国の意匠制度にはやや制限的なことがあったり、あるいは制度として分かりにくい点があることは確認できたところでございます。

今後ともデザインを奨励し、もって産業の発達に寄与するという法目的に照らしつつ、真のデザイン経営の実現に向け、このワーキンググループや、あるいは並行して進めております意匠制度小委員会に諮りながら、制度や基準、運用を不断に見直していく必要があ

ると考えております。今後も何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、古城座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、精力的に御審議をいただきまして改めて御礼申し上げ、私からの結びの御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○古城座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第14回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。

本日は長時間御審議いただきましてありがとうございました。いろいろと活発な御質問、御意見ありがとうございました。

閉 会